

計量単位令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百七十六号

計量単位令の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
計量単位令（平成四年政令第三百五十七号）の一部を次のように改正する。
別表第四ヨタの項の前に次のように加える。

クエタ	十の三十乗
ロナ	十の二十七乗

別表第四に次のように加える。

ロント	十の二十七乗分の一
クエクト	十の三十乗分の一

附 則

（施行期日）

- この政令は、公布の日の翌日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
- この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

経済産業大臣 齋藤 健
内閣総理大臣 岸田 文雄